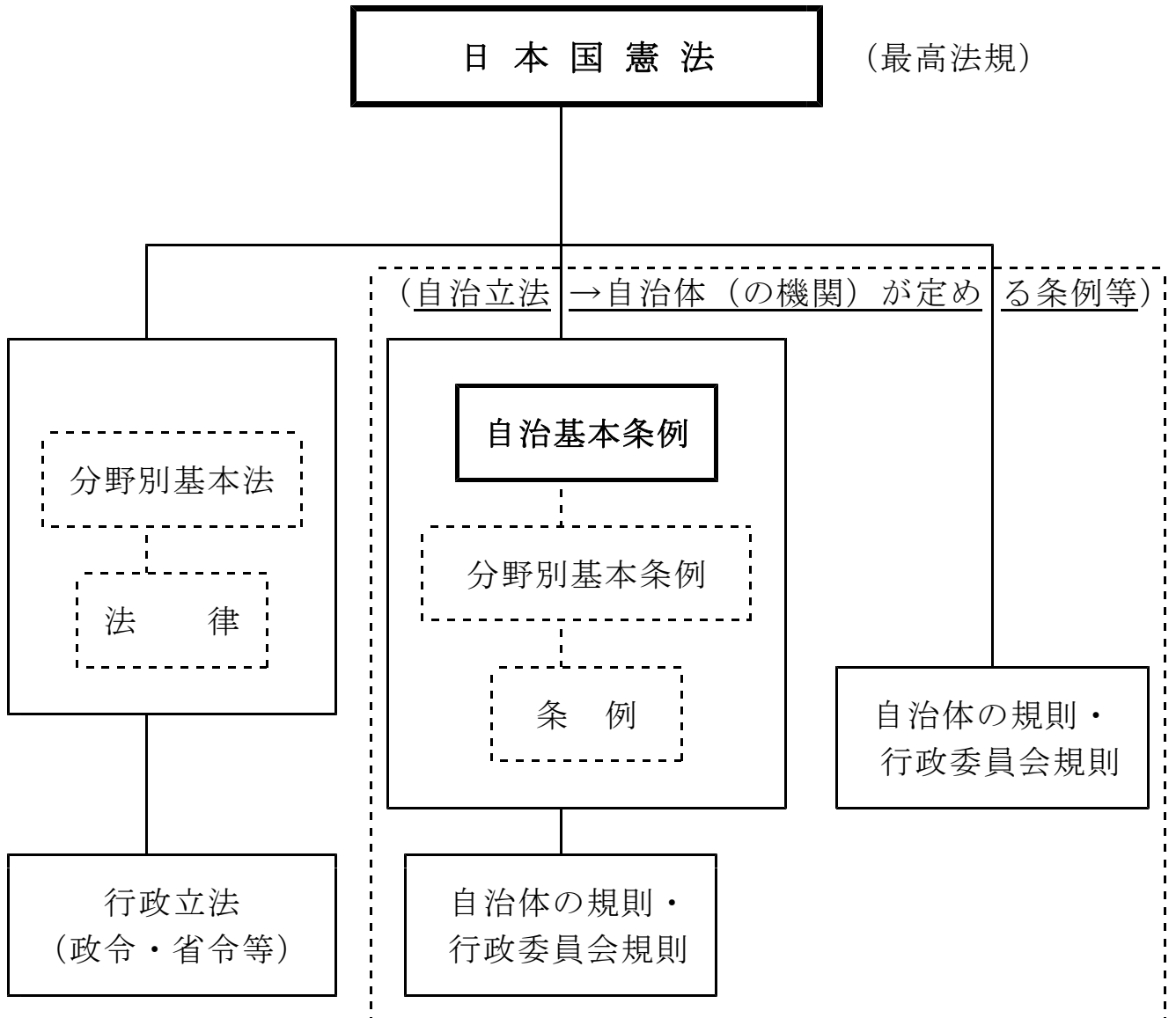


国 家 の 法 体 系



※1 法律の数は、現在で1,800以上。少なくともその3分の1は、地方公共団体の活動にも関係している。

2 輪島市における条例の数は、現在238

3 自治立法（条例、規則等）は、「法令の範囲内」という制約はあるものの、国会や国の行政機関が定める法の体系の下にあるわけではなく、憲法に基づきこれらの法令とは独立した体系をもつものである。

4 条例は、その地方公共団体の区域内において効力をもつものであり、また、法令は、国の区域内において効力をもつものである。

このため、その内容によっては、条例と法令が矛盾抵触するおそれがある。

そこで、憲法や地方自治法では、条例の制定について「法令の範囲内」という制約を設け、両者の間の調整を図っている。

5 自治基本条例は、憲法にならって、自治立法（条例、規則等）の最上位の条例として構想している（地方公共団体の憲法）。

こうしたことから、自治基本条例と他の条例との間には、条例の形式上の優劣はないが、実務では、他の条例や政策は、自治基本条例の精神に則って解釈運用することが必要となる。